愛媛県交通安全対策会議条例及び愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○愛媛県交通安全対策会議条例（昭和45年10月16日条例第30号）の一部改正―――第４条に係る部分

新	旧
（特別委員） 第４条　特別委員は、四国旅客鉄道株式会社＿＿＿＿＿＿その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。 ２・３　省略	（特別委員） 第４条　特別委員は、四国旅客鉄道株式会社、日本道路公団その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。 ２・３　省略

○愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和48年10月12日条例第38号）―――第２条に係る部分

新	旧
（許可を要する行為） 第２条　省略 ２　省略 ３　国、県、中核市若しくは第９条第１項に規定する市（以下「国等」という。）の機関又は次に掲げる法人が行う第１項に規定する行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関又は法人は、同項に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。 (1)～(9)　省略 (10)　本州四国連絡高速道路株式会社 (11)～(13)　省略	（許可を要する行為） 第２条　省略 ２　省略 ３　国、県、中核市若しくは第９条第１項に規定する市（以下「国等」という。）の機関又は次に掲げる法人が行う第１項に規定する行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関又は法人は、同項に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。 (1)～(9)　省略 (10)　本州四国連絡橋公団 (11)～(13)　省略